

長岡市地域防災計画本編改定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書

1 業務の名称

令和4年度 防委第30号 長岡市地域防災計画本編改定業務（以下「本件業務」という。）

2 本件業務の趣旨及び目的

長岡市地域防災計画（原子力災害対策編を除く。以下「計画」という。）の本編は、平成26年2月25日を最後に改定が留保されている。

この間、自然災害の激甚・頻発化に伴う関係法令の改正、国の防災基本計画、新潟県地域防災計画等の改定等により、計画に関連する事項は大きく変化し、及び増加している。

本件業務は、上記変化等に係る事項を計画の本編に確実に反映するとともに、本編の全体的な記載事項を基本的かつ本質的なものに絞り込むことで、計画をより明瞭で有機的かつ総合的なものとし、もって将来における当市の自力での改定が容易になるよう計画の本編の全部改定を行うものである。

3 本件業務の概要

本件業務は震災対策編、津波災害対策編及び風水害・雪害対策編で構成される（それぞれ別冊子となっているもの）計画の本編の改定に係る作業を総合的に実施するものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 平成26年2月26日から令和4年3月31日までの間における関係法令の改正、国の防災基本計画、関係機関の防災業務計画及び新潟県地域防災計画の改定、社会情勢の変化その他計画に関連する事項の遷移を踏まえ、現行の計画の本編における修正すべき事項及び不足事項（追加すべき事項）を洗い出して整理すること。

(2) (1)のほか、当市独自の「長岡方式の避難行動」及び「信濃川早期警戒情報」について、計画の本編への反映の在り方（これらの仕組みがどのように本編に溶け込むのか）を整理すること。

(3) (1)及び(2)により整理した事項を反映させた計画の本編の改定草案を作成すること。

なお、作成に当たっては、次の点を踏まえること。

ア 現行の震災対策編、津波災害対策編及び風水害・雪害対策編を一つの冊子とし、当該一つの冊子内で現行の各記載を構成し直すこと（【イメージ】参照）。

【イメージ】

現行	改定後
震災対策編（約420ページ）	・総則的事項 ・各災害に係る共通事項 ・各災害に係る個別事項 ・雑則的及び補足的事項
津波災害対策編（約80ページ）	
風水害・雪害対策編（約470ページ）	
	一つの冊子。 おおむね400ページ

※ 現行の上記3編に係る資料編については、一つの冊子（約1,060ページ）となっているもの

イ アの構成し直しに当たっては、編、章、節等の立て方は任意であること。ただし、ア

のイメージにおける「各災害に係る個別事項」については、必ず主たる災害ごとに体系的に構成すること。

また、編、章、節等の適当な区切りごとに、現行の計画の本編の記載の例により、長岡市庁内関係部署、長岡市を除く関係機関等を記載し、計画の関係者が内容を把握しやすくするよう工夫すること。

ウ イのただし書について、「主たる災害」の区分は任意であり、必ずしも現行の3区分（震災、津波災害及び風水害・雪害）を踏襲する必要はないが、改定後の計画の本編が当市の地勢に鑑みた信濃川の水害対策に主眼を置いたものとなるよう工夫すること。

エ 記載事項は、災害対策基本法（昭和33年法律第226号）第42条で規定する市町村地域防災計画の趣旨を踏まえた上で、基本的かつ本質的で必要不可欠なものに絞り込むとともに、改定後の計画の本編がより有機的かつ総合的なものとなるよう工夫すること。

なお、改定後の計画の本編は、おおむね400ページ以内とすること。

オ 改定草案とは別に、改定の内容、現行の計画からの変更点等を概括できる「改定計画の要旨」を資料として作成すること。この場合、計画の記載の一字一句に係る新旧対照表の作成は、不要とする。

カ 改定草案とは別に、現行の計画の本編の記述等のうち改定草案の作成に伴い、改定後の計画の本編から削除されるものについて、これらを概括的に項目として整理するとともに、当該項目のその後の取扱い方針（単純削除すべきこと、特定の運営マニュアルに移管すべきこと等）を記載した「削除事項」を資料として作成すること。

(4) 次の改定関連業務を行うこと。

ア 長岡市防災会議の実施支援

長岡市防災会議（業務期間中に2回開催）への出席（うち1回はリモートによる出席）及び当該会議における一部資料の作成

イ 庁内説明会の実施支援

計画の改定に係る長岡市の機関間又は機関内の調整（いわゆる庁内調整）のための説明会（業務期間中に1回開催）への出席及び当該説明会における一部資料の作成

ウ 計画の改定に係る新潟県への事前協議に係る一部資料の作成

エ 計画の改定に係る意見公募手続（いわゆるパブリックコメント）の実施に係る一部資料の作成

オ 受託事業者が出席するア及びイの会議等に係る会議記録の作成

(5) (3)アの本編の改定草案、同オの改定計画の要旨及び同カの削除事項について、(4)の改定関連業務を経て生じた修正事項等を反映させ、素案、原案、仮確定成案及び成案と順次精練し、完成版を作成すること。

(6) 危機管理防災本部との打合せについて、着手時に1回、中間時に4回（うちリモートによるもの2回）及び成果品納品時に1回行うこと。

4 本件業務に係る委託契約期間

令和4年6月上旬（予定）から令和5年3月31日まで

なお、本件業務に係る流れは、次ページのとおりである。

本件業務に係る流れ

時期	受託事業者	危機管理防災本部	庁内関係課
R4. 6上	・受託事業者決定 →契約締結		
中	・3 (1) 及び(2)の作業後、改定草案(改定の要旨等を含む。)作成	・防災会議委員へ文書通知 ⇒改定方針等告知	
下			
7上			
中	・改定草案完成	・改定草案推こう作業	
下	・改定素案完成		
8上	・庁内説明会資料作成 ・中間打合せ1(対面) ・庁内説明会への出席 ・改定素案調整	・中間打合せ1(対面) ・ 庁内説明会開催 ⇒改定素案説明、作業依頼等 ・改定素案庁内事務的調整	・庁内説明会出席 ・改定内容の確認等作業
中			庁内関係課の確認等作業は、 ・各部局又は災害対策本部各部(以下「各災対部」という。)内で個別調整 ・改定内容につき各部局調整担当課又は各災対部長を中心に検討(検討方法は任意。会議、文書等) ・各調整担当課長又は各災対部長が要修正事項、要調整事項等を取りまとめ、危機管理防災本部へ提出
下			
9上	・調整結果の改定素案への反映	危機管理防災本部経由で調整結果提出 ※必要に応じて10月中旬以降も	
中			
下			
10上			
中	・改定素案に係る新潟県との事前協議資料作成	・改定素案に係る新潟県との事前協議	
下	・第1回防災会議資料作成	・第1回防災会議開催準備	
11上	・新潟県との事前協議を踏まえた改定素案の修正	・改定素案推こう作業	
中	・改定原案完成	・中間打合せ2(対面)	
下	・第1回防災会議出席	・ 第1回防災会議開催	
12上	・防災会議を踏まえた改定原案の修正		
中			
下		・改定原案推こう作業	
R5. 1上	・仮確定改定成案完成		
中	・パブリックコメント実施に係る資料作成		
下		・仮確定改定成案市議会説明	
2上		・ パブリックコメント実施	
中	・第2回防災会議資料作成	・第2回防災会議開催準備	
下			
3上	・パブリックコメントを踏まえた仮確定改定成案調整	・仮確定改定成案推こう作業	
中	・改定成案完成	・中間打合せ3(リモート)	
下	・第2回防災会議出席(リモート) ・改定計画完成版納品	・ 第2回防災会議開催 ⇒改定計画確定	
4上		・改定計画の新潟県への報告 ・改定計画要旨公表	

※ 時期等は見込みであって、詳細は契約締結後に受託事業者と協議して決定する。ただし、委託契約期間は変えることができない。

※ 中間打合せは、上記のほか、随時1回(リモートによるもの)行う場合がある。

5 委託費及び成果品

6,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

なお、この額は予算額であって、本件業務の委託に係る予定価格ではないこと。

本件業務に係る成果品は、次のとおりとする。

(1) 改定後の計画の本編に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

なお、全体データとは別に、編、章、節等の適宜の区分ごとのデータを附属させること。

(2) 3(1)オの「改定計画の要旨」に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

(3) 3(1)カの「削除事項」に係る電子データ（Microsoft Word版及びPDF版）

6 受託事業者の選考等

本件業務について、簡易評価型プロポーザル方式により最優秀者を選考し、当該者と本件業務の委託に係る随意契約の締結について協議する。

7 プロポーザルの審査

本市職員で組織する選考委員会において、本件プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当するものについて、提案書、プレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に評価し、最優秀者を決定する。

(1) 9の参加資格要件を満たしていること。

(2) 提案書が期限内に提出され、かつ、その記述が11の提案書の作成に係る留意事項を満たしていること。

(3) 見積金額が5の予算額以内であること。

(4) 13のプレゼンテーションに参加していること。

8 プロポーザルの実施スケジュール

公告（手続開始日）	令和4年4月8日（金曜日）
参加表明書提出期限	令和4年4月22日（金曜日）
質問書受付期限	令和4年5月9日（月曜日）
質問書回答期限	令和4年5月16日（月曜日）
提案書提出期限	令和4年5月23日（月曜日）
プレゼンテーション実施	令和4年5月31日（火曜日）
選考結果通知	令和4年6月初旬

※ 上記日程は見込みであって、変更する場合がある。

9 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

(1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること、又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 ア 破産者で復権を得ない者
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件プロポーザルに係る公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 平成26年度以後に長岡市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、本件業務と同種の業務（当該市町村の地域防災計画の作成又は改定に係る業務をいう。以下同じ。）に係る履行実績が3以上あること。

10 必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式1	簡易評価型プロポーザル参加表明書	1部
様式2	誓約書 ※当市の入札参加資格者名簿に登録済の場合は提出不要	1部

イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）又はファクシミリのいずれかにより提出すること。ファクシミリの場合、発信後に必ず電話により着信を確認し、速やかに原本を提出すること。

ウ 提出先

長岡市危機管理防災本部
 所在地 〒940-8501
 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
 長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟4階
 電話 0258-39-2262（直通）
 F A X 0258-39-2283

エ 提出期限

令和4年4月22日（金曜日）午後5時【必着】

(2) 提案書

ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式3	提案書表紙	1部
任意	提案書	10部
任意	見積書	1部

イ 体裁等

書類名	体裁等
提案書表紙	他の提出書類とホチキス止めをしないこと。
提案書	(ア) 片面印刷とし、11(2)アからウまでの順に重ねて左側2か所をホチキス止めにする。 (イ) 10ページ(資料等を含み、提案書表紙及び見積書を除く。)を上限とすること。 (ウ) 提案者を特定できる文言(具体的な社名等)を記載しないこと。 (エ) 日本工業規格A4判を縦に使用し、横書きとすること。 (オ) 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ又はカラーの別は問わないこと。
見積書	(ア) 片面印刷とし、他の書類とホチキス止めしないこと。 (イ) 本件業務の委託に係る契約の主体となる事業者の所在地、名称及び代表者の氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。)のいずれかにより提出すること。

エ 提出先

(1)ウに同じ。

オ 提出期限

令和4年5月23日(月曜日)午後5時【必着】

11 提案書の作成に係る留意事項

(1) 提案書の作成に係る基本的事項

本件プロポーザルは、本件業務に係る具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本件業務の成果品の提出を求めるものではないこと。

なお、本件業務については、委託契約締結後、本説明書及び提案書に記載された内容を踏まえた上で、当市と協議の上、行うものとする。

(2) 提案書に記載すべき事項

審査の対象となる次の事項について、10(2)イの体裁等を踏まえつつ記載すること。

ア 同種の業務の実績

平成26年度以後の長岡市以外の市町村における本件業務と同種の業務の履行実績 3

件（3件以上ある場合にあつては、いずれか3件）それぞれについて、次の事項を記載すること。

- (ア) 当該業務の名称及び履行期間
- (イ) 委託者（発注者）
- (ウ) 当該履行実績について、本件業務の実施に当たって有用であり、訴求したい事項（400字以内）

イ 本件業務に係る実施態勢

4の「本件業務に係る流れ」を考慮した実施態勢を検討し、次の事項を記載すること。

- (ア) 担当者の人数及び主たる担当者の氏名
- (イ) 本件業務の進捗管理方法並びに本件業務の実施における危機管理防災本部との円滑な打合せ及び連絡を可能とするための態勢
- (ウ) 本件業務が令和4年度における当市の主要政策の中で極めて重要なものとなっていることに鑑み、本件業務を効果的かつ円滑に実施するための態勢について、有用であり、訴求したい事項

ウ 提案内容

3の本件業務の概要を踏まえ、現時点での改定後の計画に係るイメージ、訴求したい事項等について、貴社の創意工夫を盛り込みつつ記載すること。この場合、図表を用いることや現行の計画の記述等を引用することも差し支えない。

なお、提案内容については、4の「本件業務に係る流れ」中「改定計画要旨公表」までを見据えたものとし、次の事項について必ず記載すること。

- (ア) 関係法令等の改正等の反映方法
 - 3(1)の関係法令等の改正等に係る事項について、これらを計画の本編に確実に反映させるための方法
- (イ) 長岡市独自の避難行動等の反映方針
 - 3(2)の「長岡方式の避難行動」及び「信濃川早期警戒情報」について、計画の本編への反映の方針
- (ウ) 改定後の計画の本編の構成イメージ等
 - ・ 3(3)アからエまでを踏まえた改定後の計画の本編の構成イメージ
 - ・ 本件業務を通じた計画の本編の改定後において、長岡市の将来における自力（事業者への業務委託等他者の支援を受けないこと。）での計画の本編の改定作業が現状と比較して容易となる点
- (エ) 改定後の計画の本編の想定ページ数等
 - ・ 改定後の計画の本編の想定ページ数
 - ・ 現行の計画の本編に係る想定ページ削減率
 - ・ 3(3)カの「削除事項」の作成方針
- (オ) 長岡市防災会議等に係る支援方針
 - 3(4)アの長岡市防災会議及び同イの庁内説明会について、これらを円滑かつ効果的に実施するための支援方針

(3) 関係資料について

提案書の作成に当たり、必要と思われる関係資料の取扱いについては、次のとおりとする。また、当市の他の計画、他機関の計画等ここで記載する資料以外に必要なものについては、提案者において適宜取得等すること。

長岡市地域防災計画（本編及び資料編）	長岡市ホームページ（ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/ ）又はながおか防災ホームページ（ https://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/ ）から参照すること。
長岡市総合計画	紙ベースでの配付及び貸与は、行わない。
長岡市洪水ハザードマップその他当市のハザードマップ	紙ベースでの配付及び貸与は、行わない。
長岡方式の避難行動について	長岡市洪水ハザードマップ（各地域版で共通）1ページ中「2長岡方式の避難行動を掲載～逃げ遅れゼロへ～」から参照すること。 紙ベースでの配付及び貸与は、行わない。
信濃川早期警戒情報について	別紙「信濃川早期警戒情報」の概要及び「信濃川早期警戒情報」のイメージを参照すること。

12 本説明書の内容に関する質問事項の受付及び回答

10(1)で定めるところにより参加表明書を提出した者は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式4）により、本説明書の内容に関して質問することができる。この場合、質問書は電子メールで提出することとし、件名は「プロポーザル質問書（事業者名）」とした上で、電話連絡により必ず送信確認を行うこと。

なお、寄せられた全ての質問及びその回答は、参加表明書を提出した全員の者に電子メールにより回答する。

(1) 質問の受付及び回答部署

長岡市危機管理防災本部

E-mail bousai@city.nagaoka.lg.jp

(2) 質問の受付期間

参加表明書を提出した日から令和4年5月9日（月曜日）午後5時まで【必着】

(3) 回答期限

令和4年5月16日（月曜日）午後5時

※ 上記によるほかは、質問は一切受け付けない。

13 プレゼンテーション

(1) 期日

令和4年5月31日（火曜日）

(2) 会場

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟4階 災害対策本部会議室

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの参加者は3人までとし、説明者は本件業務に係る委託契約を

締結した場合に本件業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。

イ プレゼンテーションは、10(2)で定めるところにより提出した提案書のみを用いて行うこと。

ウ プレゼンテーションの実施に係る詳細については、参加表明書の提出による参加者の確定後、別途案内文で通知すること。

14 選考結果通知

- (1) 本件プロポーザルの選考結果は、参加表明書を提出した全員の者に対し、電子メールにより通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

15 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 本説明書に違反した場合
- (2) 本説明書で定める手続以外の手段で、選考委員又は危機管理防災本部職員に本件プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 9の参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合
- (6) その他選考委員会が本説明書に違反すると認めた場合

16 その他の留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とすること。
- (2) 10(2)で定めるところにより提出された提案書は、返却しないこと。
また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めないこと。
- (3) 10(2)で定めるところにより提出された提案書の内容に係る著作権法（昭和45年法律第48号）で定める著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
また、当該提案書を提出した事業者については、当該提案書につき長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）で定めるところにより情報公開請求があった場合において、同条例で定めるところにより市長が当該提案書を公開しようとするときは、著作権法第18条第1項に規定する公表権を行使しないことあらかじめ同意したものとみなす。